

諏訪市告示第 125 号

住民基本台帳法（昭和 24 年法律第 81 号）第 8 条及び住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、下記の者について住民票を職権により消除したいので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 8 年 10 月 2 日

諏訪市長 金 子 ゆ か り

氏名	住所	消除理由	消除年月日
滝澤 好宏	城南二丁目 2 3 0 7 番地 4	届出住所地に 不在のため	令和 8 年 10 月 2 日
藤森 一夫	高島二丁目 1 2 7 0 番地 の 4	届出住所地に 不在のため	令和 8 年 10 月 2 日
星野 雄	杉菜池 1 8 9 8 番地 5	届出住所地に 不在のため	令和 8 年 10 月 2 日